

定期運賃表（協議運賃区間のみ）

単位：円

1 通学定期乗車券以外

運賃 (新運賃表)	通勤定期乗車券		通勤定期乗車券 (片道)		通勤定期乗車券 (障害者往復)		通勤定期乗車券 (障害者片道)	
	1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月
100円	4,200	11,970	2,100	5,990	2,940	8,380	1,470	4,190
200円	8,400	23,940	4,200	11,970	5,880	16,760	2,940	8,380
300円	12,600	35,910	6,300	17,960	8,820	25,140	4,410	12,570
400円	16,800	47,880	8,400	23,940	11,760	33,520	5,880	16,760
500円	21,000	59,850	10,500	29,930	14,700	41,900	7,350	20,950
600円	25,200	71,820	12,600	35,910	17,640	50,270	8,820	25,140
700円								
800円								
900円								
1,000円								

2 通学定期乗車券

運賃 (旧運賃表)	通学定期乗車券（往復）				通学定期乗車券（片道）				通学定期乗車券 (障害者往復)		通学定期乗車券 (障害者片道)	
	大人		小児		大人		小児		大人		大人	
	1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月
100円	3,600	10,260	1,800	5,130	1,800	5,130	900	2,570	2,520	7,180	1,260	3,590
150円	5,400	15,390	2,700	7,700	2,700	7,700	1,350	3,850	3,780	10,770	1,890	5,390
200円	7,200	20,520	3,600	10,260	3,600	10,260	1,800	5,130	5,040	14,360	2,520	7,180
250円	9,000	25,650	4,500	12,830	4,500	12,830	2,250	6,420	6,300	17,960	3,150	8,980
300円	10,800	30,780	5,400	15,390	5,400	15,390	2,700	7,700	7,560	21,550	3,780	10,780
350円	12,600	35,910	6,300	17,960	6,300	17,960	3,150	8,980	8,820	25,140	4,410	12,570
400円	14,400	41,040	7,200	20,520	7,200	20,520	3,600	10,260	10,080	28,730	5,040	14,370
450円	16,200	46,170	8,100	23,090	8,100	23,090	4,050	11,550	11,340	32,320	5,670	16,160
500円	18,000	51,300	9,000	25,650	9,000	25,650	4,500	12,830	12,600	35,910	6,300	17,960

運賃の種類、額及び適用方法

1 運賃の種類及び額

旅客運賃の種類			額
普通旅客運賃	片道	大人	別紙のとおり
		小児	大人片道普通旅客運賃の半額
定期旅客運賃	通勤(片道)	大人	別紙のとおり
		小児	大人通勤(片道) 定期旅客運賃の半額
	通勤(往復)	大人	別紙のとおり
		小児	大人通勤(往復) 定期旅客運賃の半額
	通学(片道)	大人	別紙のとおり
		小児	大人通学(片道) 定期旅客運賃の半額
	通学(往復)	大人	別紙のとおり
		小児	大人通学(往復) 定期旅客運賃の半額
回数旅客運賃	普通	※変更なし	
	特殊	※変更なし	
旅客運賃の割引	身体障害者割引		片道普通旅客運賃の5割引(降車時に各種手帳の提示があった場合)
	知的障害者割引		
	精神障害者割引		
	児童福祉法の適用を受ける者に対する割引		

2 運賃の計算

- (1) 旅客運賃を計算する場合に生じた端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。
- (2) 小児の普通旅客運賃は、大人普通旅客運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。
- (3) 割引の旅客運賃を計算する場合に生じた端数は、表定運賃によるものを除いて10円未満の端数は10円単位に四捨五入する。

3 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、東信観光バス株式会社の運行する路線において旅客を運送する場合に適用する。
- (2) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃 中学生以上の者

小児運賃 小学生以下の者

- (3) 旅客の種類別運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア 普通旅客運賃

片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

普通乗車券を適用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

イ 定期旅客運賃

通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃は、旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数の制限をしない。

ウ 回数旅客運賃

回数旅客運賃は、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不定停留所を多数回乗車する場合に適用する。

回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

4 旅客運賃の割引の種類別の適用方法

(1) 身体障害者割引

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人(当社において介護を必要と認める場合)とする。

(2) 知的障害者割引

療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生事務次官通知)に規定する知的障害者手帳療育手帳の交付を受けている者及び介護人(当社において介護を必要と認める場合)とする。

(3) 精神障害者割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法(昭和28年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護人(当社において介護を必要と認める場合)とする。

(4) 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12の4条及び第41条から第44条までに規定する諸施設により、養護又は保護を受けている者及び介護人(当社において介護を必要と認める場合)とする。

(5) 旅客運賃割引の重複適用

運賃の割引で、2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引をしない。